

損保ジャパンーDBLCI コモディティ 6

追加型投信／海外／その他資産(商品先物)

基準価額の下落について

5月5日に発表された米国の新規失業保険申請件数が前週比43,000件増加し、2010年8月以来の高水準となつたことで、米国の景気回復が減速し、燃料需要が落ち込むとの懸念が台頭したことなどからWTI原油価格が大幅に下落し、1バレル100ドルを下回りました。また、ECB(欧洲中央銀行)総裁が、次回6月の政策決定会合で利上げを見送ることを示唆したことで為替市場ではユーロに対しドルが上昇し、主にドル建てで取引される商品市場では売りが優勢となりました。

以上の要因により、当ファンドの基準価額は下記の通り下落いたしました。

5月2日 基準価額(円)	5月6日 基準価額(円)	前日比 (騰落幅、円)	前日比 (騰落率)
5,930	5,364	-566	-9.54%

【商品指数等】

	4月29日	5月5日	前日比	
			騰落幅	騰落率
ドイツ銀行グループ商品指數 (円建て為替ヘッジなし)	779.63	701.02	-78.61	-10.08%
CRB指數	370.56	341.07	-29.49	-7.96%
WTI原油(USD)	113.93	99.80	-14.13	-12.40%

(出所:Bloomberg)

※当ファンドの基準価額は現地前営業日のドイツ銀行グループ商品指數(円建て為替ヘッジなし)をもとに算出されます。

※CRB指數は、エネルギー・貴金属、農産物など19品目で構成されており、商品の総合的な値動きを示す代表的な指標です。

ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)を十分にお読みください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

商号等 : 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号)

加入協会 : 社団法人投資信託協会

 社団法人日本証券投資顧問業協会

照会先 : ホームページアドレス <http://www.sjnk-am.co.jp/>
TEL.03(5290)3519 ●営業部

<受託会社>[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

«基準価額の変動要因»

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。
当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

◆銘柄集中投資リスク

当ファンドは、特定のユーロ円債を高位に組入れるため、複数銘柄に分散投資を行う他ファンドと比べて十分な分散投資効果が得られず、当該債券の価格変動及び信用状況等が当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼします。

◆市場リスク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の価格は、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)の騰落率に概ね連動しますので、当ファンドは、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)の変動の影響を大きく受けて変動します。

ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)は、複数の商品先物で構成された指数であり、指数を構成する商品先物の価格は、それぞれの商品の需給関係、為替、金利の変化等さまざまな要因により大きく変動します。

また、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)は、円換算した指数であることから、為替変動の影響を受けて変動します。

したがって、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)の変動により、組入れたユーロ円債の価格が変動するため、当ファンドの基準価額は大きく変動することとなります。

◆信用リスク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

また、ユーロ円債の発行体等の信用リスクの顕在化や市場環境の悪化等による流動性の低下等により当該債券の一部売却ができなくなった場合等には基準価額の下落やファンドの換金代金の支払いが遅延する可能性があります。なお、ユーロ円債の発行体等の債務不履行等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額が大きく下落し、重大な損失を被るリスクがあります。

«その他のリスク・留意点»

- ◆金利変動リスク
 - ◆流動性リスク
 - ◆商品指数との連動性に関するリスク
 - ◆組入れユーロ円債に関するリスク
 - ◆コール・ローン等の相手先に関するリスク
 - ◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
 - ◆ファミリーファンド方式に関する留意点
 - ◆法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点
 - ◆販売会社に関する留意点
 - ◆運用に関する留意点
 - ◆投資対象資産またはマザーファンドの組入割合に関する留意点
 - ◆換金に伴う売却価格に関する留意点
- などがあります。

詳細については、[投資信託説明書\(交付目論見書\)](#)をご覧ください。

ファンドの特色

当ファンドの特色

- 当ファンドでは、「ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)」が表す商品市況の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- 主要投資対象は、「ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)」の騰落率に償還価額等が概ね連動するドイツ銀行本店により発行される債券(ユーロ円債)とします。
- ・「ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)」とは、ドイツ銀行グループが提供するコモディティ(商品)・インデックスである「DBLCI(ドイツ銀行グループ商品指数)」を為替ヘッジをつけることなく、円換算したものです。英語表記は、DBLCI™ Total Return Unhedged JPYとなります。
- ・コモディティとは、一般に、エネルギー、農産物、非鉄金属等の各種商品のことを指します。
- ・ユーロ円債への投資は、「損保ジャパン-DBLCI コモディティ・マザーファンド」への投資を通じて行い、実質投資割合を原則として高位とします。資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※購入単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して信託財産留保額※(当該基準価額の0.3%)を控除した額となります。 ※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引きかれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込不可日	◆申込日または翌営業日がフランクフルトまたはロンドンの銀行休業日にあたる日 ◆申込日または翌営業日がインデックス営業日でない日にあたる日 (インデックス営業日) (土曜日、日曜日以外で)商業銀行、外国為替取引所が支払決済を行い、ニューヨーク市で一般業務を行う日(外国為替取引および外貨預金業務を含む)、かつNew York Mercantile Exchange("NYMEX")、the London Metal Exchange("LME")、Commodity Exchange Inc., New York("COMEX")、およびthe Board of Trade of the City of Chicago Inc.("CBOT")が取引のために開いている日。ただし、NYMEX、LME、COMEX、CBOTのいずれかが通常営業日の取引終了時間前に終了すると予定されている日を除く。 ◆申込日または翌々営業日がドイツのイースターの休日(聖金曜日)、レイバーデイ、ならびにクリスマスの休日にあたる日
申込締切時間	原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいます。)は、購入・換金の受付を中止すること、および既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 平成19年8月13日)
線上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることになった場合等、信託約款の償還条項に該当した場合、信託を終了させることができます。
決算日	原則5月24日。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算(原則として毎決算日を基準とします。)後、委託会社が運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

「DBLCI(ドイツ銀行グループ商品指数)の著作権・正確性等について」

ドイツ銀行、Deutsche Bank AG、DBLCI、Deutsche Bank Liquid Commodity Indexおよびドイツ銀行グループ商品指数は、ドイツ銀行の商標またはサービスマークであり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が当ファンドに関連して使用するためにライセンスされています。

当ファンドは、ドイツ銀行、その関連会社またはそれらの役職員等(以下、個別にまたは総称して「ドイツ銀行グループ」といいます。)により提供、保証または推奨されるものではありません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの保有者に対しまして一般的に、有価証券全般(特に当ファンド)への投資の妥当性またはDBLCIが一般的な市況商品市場のパフォーマンスを追跡する能力に関して、明示的なものであるとまたは黙示的なものであるとを問わず、いかなる表明または保証も行うものではありません。DBLCIは損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係にドイツ銀行グループが決定、作成および算出するものです。

ドイツ銀行グループは、DBLCIの決定、作成および算出にあたり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の必要性を考慮する義務を負いません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの設定時期、価格もしくは数量の決定または当ファンドの換金方法の決定もしくは計算についていかなる責任も負いません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの事務管理、営業または売買取引に関していかなる義務または責任も負いません(但し、ドイツ銀行グループが販売会社となる取引について販売会社として負担する義務を除きます。)。ドイツ銀行グループは当ファンドと類似し、競合し得る金融商品等を独自に発行し、またはスポンサーとなることがあります。さらにドイツ銀行グループはDBLCIおよびDBLCIを構成する商品先物取引に連動するスワップ、オプションおよび派生商品を積極的に取引しており、このような取引がDBLCIの数値や当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

ドイツ銀行グループは、DBLCIまたはDBLCIに含まれるデータの質、正確性および完全性を保証しておらず、ドイツ銀行グループはDBLCIに関する誤り、不作為または障害等について責任を負いません。ドイツ銀行グループは、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他の個人もしくは法人がドイツ銀行グループより許諾された権利に関連してDBLCIまたはDBLCIに含まれるデータの使用等により被る結果について、明示的なものであるとまたは黙示的なものであるとを問わず、いかなる保証も行いません。ドイツ銀行グループは、DBLCIまたはDBLCIに含まれるデータが商品性を有することまたは特定の目的もしくは使用に適合することに関して、明示的にも黙示的にも一切保証するものではありません。

また、前記の定めの効力を制限することなく、いかなる場合であれ、ドイツ銀行グループは、その過失によるものであっても、また発生可能性について通知を受けていた場合であっても、DBLCIの使用に関して、またはこれに依拠したことから生ずる損失または損害(付隨的、派生的、懲罰的その他を問わず、利益の逸失を含みます。)に対しいかなる責任も負いません。

手数料等

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料の料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。 ※購入時手数料の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜1.05%)を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです。
(委託会社)	年率0.525%(税抜0.50%)
(販売会社)	年率0.525%(税抜0.50%)
(受託会社)	年率0.0525%(税抜0.05%)
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none">◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021%(税抜0.002%))を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。◆その他の費用(*)<ul style="list-style-type: none">・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料・売買委託手数料に対する消費税等相当額・先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用・外国における資産の保管等に要する費用・インデックス管理コスト(ユーロ円債において年間1.0%が徴収されます。)・信託財産に関する租税・受託会社の立替えた立替金の利息、等 <p>(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

当資料のお取扱いについてのご注意

- ◆当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい。
- ◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わること、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

販売会社名	区分	登録番号	日本 証券業 協会	(社)日本 証券投資 顧問業協会	(社)金融 先物 取引業協会	備考
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○	
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
SMBC日興証券株式会社 (投信スーパーセンター)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		○	
浜銀TT証券株式会社 (東海東京SMAにおいてのみのお取扱いと 金融商品取引業者 なります)		関東財務局長(金商)第1977号	○			
東海東京証券株式会社 (東海東京SMAにおいてのみのお取扱いと 金融商品取引業者 なります)		東海財務局長(金商)第140号	○		○	
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○		○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○			
前田証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第3号	○		○	
楽天銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			

<備考欄の表示について>

- ※1 新規のお取扱いを行っておりません。
- ※2 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※3 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。